

羽咋市地域活性化起業人制度募集要項

【特産品活用情報発信に係る牽引人材の募集】

1 募集概要

本市は、日本初の世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」の石川県・能登半島の入口に位置し、「千里浜なぎさドライブウェイ」や「神子原地区の棚田」などの自然環境のほか、「妙成寺」や「気多大社」などをはじめとする多数の文化財を有する東西南北ともに10kmほどのコンパクトなまちです。

この恵まれた環境において、多くの魅力ある特産品の開発や発信に取り組んでおり、平成29年7月にオープンした「道の駅のと千里浜」を拠点として観光客にも積極的にPRしてきました。

昨今の全国的なふるさと納税の増加傾向からもわかるように、新たな特産品の開発や、さらなるシティプロモーション強化が、地方自治体の財源確保や関係人口、誘客を推進する重要な事業（アプローチ）になると捉えています。

そのため、総務省の地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を活用し、本市特産品のブランド力のさらなる向上と、特産品を活用したプロモーションを牽引することができる知識・経験・ノウハウを持つ人材を募集します。

なお、事業の実施に際しては、本市と人材を派遣する企業（以下、「派遣元企業」という。）との間で、派遣の社員と市の指定する業務への従事に関する協定を締結した上で、当該企業の社員（以下、「派遣社員」という。）を派遣していただきます。

派遣された社員は、本市において、その能力を最大限発揮し、「2 業務内容」に掲げる業務に従事していただきます。

2 業務内容

- (1) 本市の特産品のブランド力の向上、新たな特産品の開発
- (2) 道の駅のと千里浜を運営する「まちづくり株式会社」をはじめ、本市の特産品を取扱う民間事業者との連携、新たなネットワーク構築
- (3) 本市の特産品を生かした、首都圏などの都市部でのシティプロモーションの実施
- (4) 海外、インバウンドを対象とした本市の特産品のPR、マーケット調査
- (5) 本市への誘客、関係人口拡大につながる企画立案及び実施

3 募集人数

1名

4 募集要件

(1) 派遣元企業に関する要件

次の条件のすべてを満たさなければならない。

ア 三大都市圏内（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業であること。

イ 地域活性化起業人制度の趣旨に賛同し、地域活性化起業人を本市に派遣すること。

(2) 派遣社員に関する要件

次の条件のすべてを満たさなければならない。

ア 三大都市圏に所在する企業に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。）であり、当該企業に入社後3カ月以上の勤務歴があること。ただし、企業からの派遣の際、現に羽咋市の区域内に勤務する者を除く。

イ 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者であること。

ウ 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる者であること。

エ コミュニケーション能力、交渉力が高く、業務に関わる関係者を調整しながら事業を実現することができ、プロモーション分野で必要な知識・経験を持ち、何事にもチャレンジできる者であること。

オ パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント）の一般的な操作のできる者であること。

カ SNS等のWEBを活用した情報発信ができる者であること。

キ 土・日及び祝日の勤務など不規則な職務に対応できる者であること。

5 勤務条件

(1) 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣となります。給与の支給、社会保険、年次有給休暇の付与等は、派遣元企業の規定によります。

(2) 派遣期間

派遣決定日～令和8年3月31日

※協議により更新可能、最長3年。ただし、関係予算成立を条件とします。

(3) その他

ア 派遣職員の勤務時間、休暇時間、休日等については、羽咋市職員の勤務形態に準じます。ただし、羽咋市と派遣元企業との協議により調整できるものとします。

イ 派遣社員は、本業務が公務であることを理解し、その職の信頼を損なうような行為や不名誉となる行為を避けるよう努めなければなりません。

ウ 派遣社員は、派遣期間だけでなく、派遣期間後も業務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。

6 派遣期間（予定）

令和7年8月から（具体的な受入開始月日は協議の上、決定します。）

7 主たる勤務地

羽咋市が指定する羽咋市内の勤務地

8 費用負担

派遣社員に関する給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働者災害補償保険の事業者負担分、及び退職金引当に係る相当額（以下、「給与等相当額」という。）は、負担金として、派遣元の請求に応じて羽咋市が負担します。ただし、給与等相当額及び旅費相当額の合計額については、年額5,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とし、各年度において派遣受入期間が1年に満たない場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

9 スケジュール

募集開始	令和7年6月19日（木）
質問の受付	令和7年7月 7日（月） 17時15分まで
募集終了	令和7年7月18日（金） 17時15分まで
面接審査	令和7年7月22日（火）
決定通知	令和7年7月25日（金）
派遣開始	令和7年8月から（予定）

10 申込手続き

（1）申込み

以下の書類を電子メールで提出してください。また、書類を提出した旨の電話を併せてお願いします。

- ア 羽咋市地域活性化起業人申出書（様式1）
- イ 会社概要（様式2）
- ウ 派遣職員職務経歴書（様式3）

エ 企画提案書（様式4）

(2) 提出期限

令和7年7月18日（金）17時15分（必着）

(3) 羽咋市産業建設部商工観光課

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200番地

TEL：0767-22-1118

メール：syoukan@city.hakui.lg.jp

11 質問の受付及び回答

本事業に関して質問がある場合は、原則として個別の対応は行わないため、次のとおり質問書を提出してください。

(1) 質問方法

電子メールで提出してください。なお、件名を「地域活性化起業人募集に係る質問」とし、質問書（様式5）を添付してください。送信後、電話にてメールの着信の確認を行ってください。

(2) 提出期限

令和7年7月7日（月）17時15分（必着）

(3) 提出先

羽咋市産業建設部商工観光課

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200番地

TEL：0767-22-1118

メール：syoukan@city.hakui.lg.jp

(4) 回答方法

令和7年7月11日（金）17時15分までに、本市ホームページにおいて、質問者を特定することができないようにしたうえで、質問及び回答を掲載します。

(5) 注意事項

電話及び口頭による質問や期限後の質問は原則受け付けません。

12 選考方法

書類審査及び派遣元企業の担当者や派遣予定社員と面接（オンライン可）を行い、選考します。選考後、派遣元企業の担当者と受入条件、費用負担等について協議し、本市と派遣元企業でそれぞれ合意の上、協定を交わして派遣していただく流れになります。

(1) 面接日 令和7年7月22日（火）

※派遣予定社員の面接に係る旅費や通信費の諸経費は、派遣元企業の負担と

なります。

(2) 選考結果の報告 結果（内示）は、文書で通知します。

13 その他

- (1) 地域活性化起業人に係る詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」に定めるところによります。
- (2) 応募に関する一切の費用は、派遣企業の負担とします。
- (3) 提出された申出書等の書類は返却しません。
- (4) 申出書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。
- (5) 審査結果に対する一切の異議申し立てはできないものとします。
- (6) 募集スケジュールに変更がある場合は、応募企業に通知します。